

富山市福祉バス運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身障害者の社会参加を促進するため、福祉バスの円滑な運営を期するために必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は富山市とし、福祉バス運行に係る事務等管理運営を社会福祉法人富山市社会福祉協議会（以下「管理者」という。）に委託するものとする。

(利用目的)

第3条 福祉バスは、次の事業に対して利用できるものとする。

- (1) 研修会・見学会
- (2) スポーツ・レクリエーション
- (3) 機能回復訓練
- (4) その他心身障害者の福祉増進を図るための事業

(利用資格)

第4条 富山市内に在住し、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
- (2) 富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7の規定により通所受給者証の交付を受けた者。
- (6) その他市長が適当と認めた者。

(介護者)

第5条 利用者のうち介護を要する者の利用に当たっては、介護者が同乗するものとする。
なお、介護者は介護能力のある者で必要最小限の人数とする。

(利用定員)

第6条 福祉バスの利用定員は、運転手を除き、普通席30人、車いす固定席3人とする。

2 福祉バスは、10名以上の利用資格を有する者をもって運行する。

3 介護者は、第1項に定めるもののほか、補助席を4人まで利用することができる。

(利用時間等)

第7条 利用時間は、原則として午前9時（乗車場所）から午後5時（降車場所）までとし、1回の利用は2日以内とする。

2 8月13日から8月15日及び12月28日から翌年1月3日までは運行を行わない

ものとする。

- 3 1日の走行距離は原則として180キロメートル以内（乗車場所から起算）とする。ただし、上部団体が主催する研修会や全国大会へ参加する場合、富山市と協議のうえ、延長できるものとする。

（利用者の負担）

第8条 利用料は無料とする。ただし、福祉バス利用に際して、次の各号に掲げる費用は利用者負担とする。

- (1) 有料道路通行料
- (2) 駐車料金
- (3) 運転者の宿泊費
- (4) 燃料費

（利用申請）

第9条 福祉バスの利用を受けようとする者は、「富山市福祉バス利用承認申請書」（様式第1号）により管理者に申請するものとする。

- 2 管理者は、利用申し込みを受けたときは「富山市福祉バス利用承認（不承認）通知書」（様式第3号）により申込者に通知するものとする。
- 3 利用申し込みは、原則として先着順とするが、同順位者がある場合はくじによるものとする。
- 4 障害者団体の利用申し込みの受付は利用日の6ヶ月前からとし、また施設の利用申し込みの受付は利用日の3ヶ月前からとする。締切は利用日の10日前とする。ただし、富山市が主催もしくは共催する行事についてはこの限りではない。
- 5 利用申込者は、利用承認決定後申し込み内容に変更を生じた場合は直ちにその旨を管理者に届出をし、指示を受けなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附記事項

富山市福祉バス運行細則

様式第 1 号 富山市福祉バス利用承認申請書

様式第 2 号 乗車人名簿

様式第 3 号 富山市福祉バス利用承認（不承認）通知書

富山市福祉バス運行細則

富山市福祉バス（以下「バス」という。）の運行については、「福祉バス運営要綱」（以下「要綱」という。）に定めるほか、この細則の定めによる。

（基本事項）

福祉バス運行実施にあたっては、富山市及び関係団体と連絡を密にし、常に利用者の実態を把握することに努め、適正かつ安全な運行に心掛けなければならない。

（通称車名）

この福祉バスの車名を「富山市福祉バス」と称する。

（利用申込）

- 1 利用申込みは原則として先着順とするが、同順位者がある場合はくじによるものとする。ここでいう同順位者とは申込開始日の午前8時30分から午前9時までに利用申込みを行った者をいう。
- 2 申込開始日が、土、日、祝祭日にかかる場合はその日以後の最初の管理者の就業日とする。

（利用の制限）

各種学校の学校行事については、この利用を認めない。

（利用手続及び承認）

- 1 福祉バスの利用申込みは、所定の申請書（様式第1号）に乗車人名簿を添付して受付期間内に申込むこと。ただし、乗車人名簿の提出は、利用日の5日前までを認めるものとする。
- 2 次の各号に該当する場合は、計画の変更または運行を取り消すことがある。
 - （1）利用計画に不備のあるとき
 - （2）利用者（市内在住の身体障害者手帳または、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者）が10名に達しない場合。
 - （3）受付期間までに申請書（様式第1号）及び乗車人名簿（様式第2号）が提出されない場合。
 - （4）運転手に不測の事態が生じたとき
 - （5）バスの整備運転に支障があるとき
 - （6）その他不測の事態により運行上に支障が生じたとき

（利用者の精算処理義務）

次のものについては、すべて利用する代表責任者において現地で精算処理をすること。

- （1）有料道路通行料・駐車料金
- （2）宿泊を伴う場合の運転手の宿泊料
- （3）燃料費

（運転手の業務）

運行の安全をはかるため、運転手の業務は、バスの運転に専念し、その他業務について

は、リフトの操作及び付属器具（カーナビ・オーディオ・冷暖房装置等）の操作に限る。

（利用者の守るべき事項）

1. 事業の実施にあたっては、無理な計画をしないこと。
2. 時間割計画は十分な余裕をとること。
3. 利用承認経路を変更しないこと
4. 運行に際しては、運転手の指示に従うこと
5. 添乗介護者については、十分な配慮を行うこと
6. 運転手並びに団体責任者の指示に従うこと

（介護者の守るべき事項）

- 1 介護者は、同乗する重度障害者すべての介護に当たること
- 2 車いす利用者の乗車にあたり、車いす固定装置の着用の確認等安全に努めること
- 3 運転手並びに団体責任者の指示に従うこと

（利用重度障害者の守るべき事項）

- 1 重度障害者は運転手、団体責任者、介護者の指示に従うこと
- 2 重度障害者は、乗車前家庭においてなるべく用を足しておくこと

（利用者の責任）

利用者はすべて運走行時外における事故は、それぞれ利用者並びに家庭において責任を持つこと。

（附則）

- 1 この細則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。
- 2 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、令和6年4月1日から施行する。